

火災共済保険事業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この火災共済保険事業規則は、普通共済保険約款に基づき、火災共済保険事業の執行に必要な取扱事項を定め、事業を円滑に行うことを目的とする。

(事 業)

第2条 この規則による共済保険事業は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）が、共済保険契約者から共済保険料の支払を受け、共済保険の目的につき、一定期間内に生じた火災（消防又は避難に必要な処分による損害を含む。以下同じ。）を事故とし、当該事故の発生により共済保険金を支払うことを約する火災共済保険事業をいう。

(火災共済保険の種類)

第3条 この法人が行う火災共済保険事業は、原則広島県内の勤労者及び勤労者と同一世帯に属する者が所有する建物及び動産を対象とする火災共済保険と、勤労者が組織する団体（以下「団体」という。）が所有する建物及び動産を対象とする団体建物共済保険の2種類とする。

(共済保険契約の重要事項)

第4条 この共済の保険契約における重要事項については、次のとおりとする。

- (1) 契約者の氏名、現住所及び生年月日
- (2) 共済保険対象物の所在地、家屋延べ坪数及び同居家族数
- (3) 建物（家屋）又は動産（家財）の加入口数

(契約内容の提示)

第5条 この法人は、共済保険契約を締結するときは、共済保険契約申込者に対し、第3章から第7章までに規定する事項のうち共済保険契約の内容となるべきものを、あらかじめ正確に提示しなければならない。

第2章 個人加入の火災共済保険

(勤労者と同一世帯に属する者)

第6条 普通共済保険約款第1条の「勤労者と同一世帯に属する者」とは、共済保険契約者と住居及び生計をともにする者をいう。

2 前項の生計をともにする者とは、日々の消費生活において、各人の収入及び支出の全部又は一部を共同して計算する者をいう。

(共済保険期間及び約定日)

第7条 普通共済保険約款第8条（共済保険期間）については、共済取り扱いの企業・団体ごとに「火災共済保険に関する協定書」に調印し、契約者の所属するその企業・団体ごとに統一した共済保険期間及び統一した約定日を設定して取り扱う。

(共済保険対象物の範囲)

第8条 普通共済保険約款第1条でいう共済保険の対象物の建物（以下「家屋」という。）及び動産（以下「家財」という。）については、次のもの及び別表1のとおりとする。

(1) 家屋

- ① 共済保険契約者又は同一世帯内の者が生活を営むために居住する住宅とする。
- ② 新築家屋については、契約者に所有権が移転された時から加入できるものとする。
- ③ 母屋のほかに別棟の離れがある場合は、母屋と離れは別々の物件として加入するものとする（それぞれ屋根が分離独立しているもので、渡り屋根で繋がっているものを含む）。ただし、母屋と離れの間隔が1.5m以内で、かつ、それぞれの主屋根又は渡り屋根などが繋がっていて、廊下や通路などによって屋内で行き来できる構造のものは1件として加入する。
- ④ 営業用の店舗、事務所、旅館、その他これに類する用途で、住居の用をなさないものは加入できない。ただし、その建物の内、住居部分について区分できる場合は、その居住部分は加入することができる。
- ⑤ 家屋本体に付属しているテラス、ベランダ及びバルコニーの簡易屋根並びに骨組みは家屋の一部として共済の対象とする。車庫又は家屋本体から分離独立して設置されている付属物は対象外とする。
- ⑥ その他、家屋に付帯するものについては別表1のとおりとする。

(2) 家財

- ① 共済保険契約者又は同一世帯内の者が所有するもので、契約者の居住する家屋内にある家財とする。ただし、契約者が単身赴任したとき又は子が修学のため別居している場合は、同一世帯の家族に含めることができる。
- ② 物置、納屋、土蔵など、共済保険対象の家屋以外のところに収納された家財は除く。
- ③ その他、家財として認定するものは別表1のとおりとする。

(加入基準及び共済保険金)

第9条 第14条の定めによる共済保険金及び加入基準は次のとおりとする。

- 1 家屋の加入基準は、1坪（3.3㎡）当たり6口（共済保険金は60万円）計算で、家屋の延べ坪数分の加入口数を限度とし、300口（共済保険金は3,000万円）を最高限度とする。
- 2 家財の加入基準は、同居家族数で次の基準とする。

① 4人以上の世帯	150口（1,500万円）まで
② 3人世帯	120口（1,200万円）まで
③ 2人世帯	90口（900万円）まで
④ 単身世帯（寮、下宿、間借りを含む）	60口（600万円）まで
⑤ 上記①～③で契約期間中に世帯人数に変更が生じた場合は、契約期間満了日までは変更手続きなしで、そのまま継続できる。	
- 3 二親等以内の二世帯住宅など、複雑な居住構造や居住形態の場合は、次の加入基準とする。
 - (1) 戸建住宅
 - ① 同一家屋に二世帯以上が生計を一にし同居している場合は、一軒一家族としての加入基準とする。
 - ② 同一家屋に二世帯以上が居住し、生計はそれぞれ別々であるが、玄関、台所、風

呂、トイレが共用又はその内一つでも共用している場合は、一軒一家族としての加入基準とする。

- ③ 同一家屋に二世帯以上が居住し、生計はそれぞれ別々であり、玄関、台所、風呂、トイレも世帯ごとに別々に設置されているが、家屋内で相互に行き来ができる構造（ドア、通路、階段などで）になっている場合は、一軒一家族としての加入基準とする。
 - ④ 同一家屋に二世帯以上が居住し、生計はそれぞれ別々であり、玄関、台所、風呂、トイレも世帯ごとに別々に設置されており、家屋内は世帯ごとに仕切られて、行き来ができない構造になっている場合は、木造家屋は一軒としての加入基準とし、鉄筋家屋は居住世帯ごとに加入でき、家財はいずれも世帯ごとの加入基準とする。
 - ⑤ 同一家屋内の一部を他人の世帯に貸し室としている場合、木造家屋は一軒としての加入基準とし、鉄筋家屋は本人居住部分と貸し室の部分ごとの加入基準とする。
 - ⑥ 同一家屋の一部（隣室、2階、3階等）を他人が所有し居住している場合は、家屋及び家財とも所有世帯ごとの加入基準とする。
- (2) 集合住宅・共同住宅
- ① 二世帯以上が生計を一にして同居している場合は、一戸一家族としての加入基準とする。
 - ② 二世帯以上が隣室又は上下階に居住し、生計は別々であるが、室内で相互に行き来できる構造になっている場合は、一戸一家族としての加入基準とする。
 - ③ 二世帯以上が隣室又は上下階に居住し、生計は別々であり、室内も相互に行き来できない構造で完全に仕切られている場合は、次のとおりとする。
 - ア 居住部分を世帯ごとに所有している場合は、それぞれが一戸一家族としての加入基準とする。
 - イ 家屋が木造で所有者が一人の場合は、家屋は一軒としての加入基準とし、家財は世帯ごとの加入基準とする。
 - ウ 家屋が鉄筋で所有者が一人の場合は、世帯ごとの加入基準とする。
 - ④ 貸家として他人の世帯に居住させている場合は、木造家屋は一棟としての加入基準とし、鉄筋家屋は各戸ごとの加入基準とする。

(空家又は無人の通知義務)

第10条 普通共済保険約款第22条第1項第2号に規定する共済保険契約の家屋が30日以上、空家又は無人となるときは、この法人にそのことを通知するとともに、共済保険証券を返却することとする。

- 2 前項の場合の共済保険契約は、以降解約となる。ただし、自家でこの共済保険に加入契約している者が、共済保険期間の途中で転勤等により空家又は無人となった場合については、この法人に空家承認の請求をし、承認（共済保険証券の裏書承認）を受けたときに限り、この共済保険の満期日から3年間までは契約を継続できるものとする。
- 3 前1項及び前2項のただし書きの手続きを行わず、損害が発生した場合は、共済保険金を減額又は支払わない。

第3章 共済保険契約

第1節 共済保険契約の範囲

(被保険者の範囲)

第11条 この規則において、被保険者とは、共済保険契約を締結した共済保険契約者とする。

(共済保険の目的の範囲)

第12条 共済保険契約は、金銭に見積ることのできる物でなければ、その目的とすることができない。

(共済契約の締結の単位)

第13条 共済保険契約は、共済保険の目的たる建物又は同一の建物内に収容されている共済保険の目的たる動産ごとに締結するものとする。

- 2 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済保険契約者は1人に、また、団体建物契約特約にあっては、共済保険契約は1団体に限るものとする。

(共済保険金及び共済保険料)

第14条 共済保険契約1口についての共済保険金額は10万円とする。

- 2 耐火構造(鉄筋コンクリート構造等)又は1時間以上の耐火性能を有する準耐火構造(高性能不燃材構造)の建物を鉄筋扱いとし、鉄筋扱い以外の構造を木造扱いとする。
- 3 木造扱いの家屋及びその中に収容された家財に対する共済保険料は、1口の金額を、年払の場合は70円とし、月払の場合は月額6円とする。ただし、契約期間内に追加加入するときの共済保険料は、共済保険契約期間満了日までの残月数に対し、1口当たり月額6円とする。
- 4 鉄筋扱いの家屋及びその中に収容された家財に対する共済保険料は、1口の金額を、年払の場合は35円とし、月払の場合は月額3円とする。ただし、契約期間内に追加加入するときの共済保険料は、共済保険契約期間満了日までの残月数に対し、1口当たり月額3円とする。

なお、鉄筋扱いとする家屋の構造については別表2のとおりとする。

- 5 契約期間の途中で契約内容を変更したことにより、共済保険料の額も変更となる場合の取り扱いは次による。
 - (1) 変更期日はできるだけ契約者の所属団体等の統一約定日に合わせ、満期日までの残月数に対して前項の月額で計算した額を変更後の共済保険料とする。
 - (2) 契約者の所属団体等の統一約定日以外の期日で契約内容を変更する場合は、変更月を含めた残月数分で計算した額を変更後の共済保険料とする。
 - (3) 家屋を木造から鉄筋に又は鉄筋から木造に変更したことにより共済保険料も変更になる場合は、統一約定日で変更するときには残月数に対する共済保険料の差額を徴収又は返戻する。

ただし、統一約定日以外の期日で契約内容を変更するときは、追加共済保険料は変更月も含め残月数分を徴収し、差額返戻の場合は変更月を除く残月数分の差額共済保険料を返戻する。
- 6 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済保険契約の共済保険契約口数の最高限度は、建物については300口、動産については150口とし、共済保険金額の最高限度は、建物については3,000万円、動産については1,500万円(共済保

契約の目的たる建物及び動産の共済保険契約の当時における時価の合計額が4,500万円未満の場合にあっては、その時価に相当する金額)とする。

- 7 共済保険契約を締結する場合において、その結果、同一の建物を共済保険の目的とする共済保険契約と当該建物内に収容されている動産を共済保険の目的とする共済保険契約とがともに締結されることとなる場合におけるこれらの共済保険契約の共済保険契約口数の合計数は450口、共済保険金額の合計額は4,500万円(その時における共済保険の目的たる建物及び動産の時価の合計額が4,500万円未満の場合にあっては、その時価に相当する額)を超えてはならない。
- 8 この法人は、前2項の規定にかかわらず、共済保険の目的たる動産を収容する建物の構造、用途又は立地条件等に応じて当該共済保険契約の共済保険契約口数及び共済保険金額の最高限度を制限することができる。
- 9 共済保険料の算定は保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法によるものとする。

第2節 共済保険契約の成立及び共済保険契約者の通知義務等

(共済保険契約の成立)

第15条 共済保険契約の申込みをしようとする者は、共済保険契約申込書に共済保険料に相当する金額を添え、この法人に提出しなければならない。

2 この法人は、前項の申込みがあったときは、共済保険の目的たるべき物につきその構造、用途、周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査した上で同項の共済保険契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済保険契約申込者に通知するものとする。

3 この法人は、共済保険契約の申込みを承諾したときは、第1項の預り金を共済保険料に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済保険料の払込みがあったものとみなす。

4 この法人は、共済保険契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第1項の預り金を共済保険契約申込者に払戻すものとする。

(共済保険契約者の通知に伴う裏書き)

第16条 普通共済保険約款第22条に規定する共済保険契約者からの通知があった場合には、この法人は、共済保険証券に承認の裏書きをしなければならない。

第3節 火災共済保険金

(焼損割合算出のための坪単価)

第17条 普通共済保険約款第1条の当会の定める坪単価は40万円とする。

(共済保険金の額)

第18条 共済保険金は100円単位とし、100円未満の端数は切り上げて支払う。

第4節 付加共済保険金

(共済保険金の額)

第19条 共済保険金は100円単位とし、100円未満の端数は切り上げて支払う。

第5節 共済保険料の払戻し方法

(共済保険料の払戻し方法)

第20条 共済保険料の払戻金は、普通共済保険約款第9条の共済保険証券又はこれに代わるべき書類と引換えに、この法人の本部、支所又はこの法人が指定する場所で支払うものとする。

第4章 団体一括契約特約

(加入限度)

第21条 団体一括契約特約の加入口数は、1人当たり20口（共済保険金200万円）を限度とする。

(被保険者と人数の届出)

第22条 団体一括契約特約に加入する場合は、被保険者の氏名、性別、住所、生年月日等と、月毎の被保険者数をこの法人に届け出るものとする。

第5章 団体建物契約特約

(加入限度と共済保険金)

第23条 団体建物契約特約における加入口数の最高限度は、第14条の規定にかかわらず、建物及び動産を合わせて600口（動産のみ場合は200口）とする。ただし、建物が共同借家の場合（借用している建物を共済保険契約者以外も使用している場合をいう。）の共済保険契約者が所有する動産は70口を限度とする。

2 団体建物契約特約の加入基準と共済保険金は次のとおりとする。

(1) 共済保険契約団体が所有する建物及び動産

建物の延べ面積	加入口数限度	共済保険金
150坪（495㎡）以上のもの	600口まで	6,000万円以内
100坪（330㎡）以上のもの	470口まで	4,700万円以内
30坪（99㎡）以上のもの	400口まで	4,000万円以内
20坪（66㎡）以上のもの	330口まで	3,300万円以内
15坪（49.5㎡）以上のもの	260口まで	2,600万円以内
10坪（33㎡）以上のもの	230口まで	2,300万円以内
10坪（33㎡）未満のもの	200口まで	2,000万円以内

(2) 共済保険契約団体が借用している独立した建物内に所有する動産

建物の延べ面積	加入口数限度	共済保険金
20坪（66㎡）以上のもの	200口まで	2,000万円以内
15坪（49.5㎡）以上のもの	130口まで	1,300万円以内
10坪（33㎡）以上のもの	100口まで	1,000万円以内
10坪（33㎡）未満のもの	70口まで	700万円以内

- (3) 共同借用の事務所内で共済保険契約団体の所有する動産
建物の面積にかかわらず、加入限度は70口まで、共済保険金は700万円以内とする。

第6章 貸家契約特約

(共済保険加入の基準と限度)

第24条 貸家の家屋をこの共済保険に加入する場合は、次によるものとする。

- (1) 家屋が木造の場合は、戸建又は集合住宅にかかわらず、1件としての第9条による加入基準及び限度とする。
- (2) 家屋が鉄筋の場合は、入居世帯ごとで第9条による加入基準及び限度とする。
- (3) 入居者が退居し、次の入居があるまでの間が30日以上空家となることが確定している場合は、この法人に解約の通知をするものとする。

第7章 借家人賠償契約特約

(加入条件)

第25条 この借家人賠償契約特約に加入する場合は、次の条件を満たしていることとする。

- ① 居住する家屋が、賃貸借契約を締結した借用家屋であること。
- ② 共済保険契約者又はその家族が、その借用家屋に居住していること。
- ③ この火災共済保険の家財に30口以上の加入契約があること。

(加入基準と限度)

第26条 この借家人賠償契約特約の加入基準と限度は次のとおりとする。

- ② 借家の居住面積で坪当たり3口を加入基準とする。
- ③ この借家人賠償共済保険への加入口数は、家財の加入口数を超えないものとする。
- ④ この借家人賠償共済保険の加入口数の最高限度は50口とする。

(焼損割合算出のための額)

第27条 借家人賠償契約特約約款第2条の当会の定める額は40万円とする。

(損害額の算定)

第28条 共済保険金の支払額の決裁は、損害修復のための工事請求書に基づき、次のことを基本にして算定する。

- (1) 損害箇所の修復は、被災前の程度（グレード）であること。
- (2) 修復工事費、購入費は妥当な金額であること。
- (3) 請求書に消費税の表記がない場合は計算に入れない。
- (4) 次の項目は直接的損害費に当たらないので算定に入れないものとする。
現地調査費、下見調査費、見積り料、設計費、保険加入費、安全対策費、道路使用許可申請料、写真撮影費、作業交通費、通信費、検査費、品質管理費、原価管理費、現場管理費、荷揚げ・荷降し費、リサイクル費、その他直接的損害修復費用に相当しないもの

第8章 異議の申立て

(異議の申し立て及び審査委員会)

第29条 普通共済保険約款第39条に規定する異議の申し立てがあった場合に、この法人は、「審査委員会」を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営は次のとおりとする。

(1) 組織

共済保険契約者の異議の申し立てにより「審査委員会」を設置し、その委員会は理事会構成員をもって組織する。

(2) 運営

① 審査委員会は異議の申し立てがあった日から14日以内に開催し、理事長が召集する。

② 審査委員会の議長は理事長が当たる。

③ 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席又は委任をもって成立する。

④ 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9章 雑 則

(業務委託)

第30条 この法人は、共済保険契約者が所属する団体に、次の業務を委託することができることとする。

(1) 共済保険契約の申込みに関すること。

(2) 共済保険料の受入れ及び払戻しに関すること。

(3) 共済保険金支払に関すること。

第31条 団体に業務委託する場合は、この法人とその団体との間で、「共済保険加入に関する協定書」を交わすものとする。

2 前項の団体に対し、その団体の取り扱った共済保険料の額に応じ、業務委託料の額を算定して支払うものとする。

(事業の休止又は廃止)

第32条 この法人は、火災共済保険事業の全て又は一部を休止し、又は廃止する場合には、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済保険契約の処理方法について、あらかじめ共済保険契約者の同意を得、かつ、廃止の場合は、評議員会での決議について、広島県知事の認可を受けるものとする。

2 この法人は、火災共済保険事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合において、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済保険契約の処理方法について、前項の共済保険契約者の同意を得られないときは、広島県知事の認可を受けて、当該共済保険契約を解除することができることとする。

(事業の休止又は廃止の場合の共済保険料の払戻し)

第33条 前条第2項の規定により共済保険契約を解除した場合、この法人は、共済保険契約の解除の日の翌日から起算した未経過期間の月数（1ヶ月未満の端数は切り捨てるものとする。）に、共済保険料の額に12分の1を乗じて得た金額を共済保険契約者に払戻

す。

(損害物の調査及び確認)

第34条 普通共済保険約款第26条に規定する検査のため、この法人は次のとおり損害物件を調査し、損害状況の確認をする

- (1) 共済保険契約内容と契約物件の照合
- (2) 全焼損・半焼損・一部焼損のいずれかの損害程度の確認
- (3) 損害箇所・物の損害程度の調査、確認
- (4) 復旧工事費、購入費の適正額の調査、確認

(質入れ等の制限)

第35条 普通共済保険約款第34条の規定により共済保険契約者が共済保険金支払請求権の上に質権を設定しようとするときは、「質権設定承認請求書」を用いてこの法人に請求するものとする。

- 2 融資残額が完済されたときは、「質権消滅承認請求書」をこの法人に提出し、質権の消滅の承認を受けるものとする。

(疑義)

第36条 この規則に疑義を生じたときは、理事会の決議により決定する。

(規則の改廃)

第37条 この規則を変更又は廃止する場合は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

一部改訂 平成29年3月23日 第6回理事会

実施 平成29年4月1日

(別表1)

家屋・家財の区分

〈家 屋〉

項目・品名	品名又は形状等
家屋本体	柱、梁、小屋根、屋根（瓦、屋根板、スレート、トタン及び屋根一体型太陽光発電モジュールなど）、壁、床、根太、天井など
家屋の付帯設備	
床材	畳、床に貼り付けのパンチカーペット
建具類	窓、窓枠、ガラス、扉、戸、ふすま、障子、雨戸など（木製やアルミサッシ製のもの）
電気設備	屋内配線、分電盤、電話配線、埋め込みコンセントやスイッチ、建物に組み込まれたインターホン、屋根一体型の太陽光発電装置、その他これらに類する電気設備、電子錠
ガス設備	建物内に設置されているガス管等
給排水設備	建物内の水道管や排水管、蛇口、揚水ポンプなど
給湯設備	建物に組み込まれた給湯設備（建物に付帯設備として設置されている給湯設備）
冷暖房設備	建物に組み込まれた冷暖房設備（セントラルヒーティング、暖炉など）
厨房設備	流し台、調理台、吊戸棚、換気扇、システムキッチンなど
洗面・浴室設備	建物に組み込まれた洗面台、浴槽、風呂釜（五右衛門風呂、風呂ボイラ）、タイル、浴室換気扇、システムバスなど
収納設備	押し入れ、天袋、建物に組み込まれたクローゼットや下駄箱など
テラス・ベランダ	建物の本体に張出して作られた簡易的な屋根や庇や支柱などの部材。ただし、車庫又は家屋本体から分離独立して設置された付属物は除く。
トイレ設備	便器、水洗タンク、臭気筒、臭気ファン、換気扇など
床下換気設備	床下換気用機器、ソーラー発電装置
セキュリティ設備	建物に組み込まれた防犯設備など
その他、建物本体に付随しているもの	上記以外でこの法人が建物であることを認めたもの（建物に組み込まれた家具類など）

借家で家財への共済加入の場合、入居後に自費で設置したものは家財として認定することもある。

〈家 財〉

項目・品名	品名又は形状等
家具調度品類	タンス類、食器棚、テーブル、椅子、下駄箱、ソファ、化粧台、応接セット、サイドボードなど
インテリア類	敷物、カーテン、のれん、衝立など
寝具類	布団、毛布、シーツ、布団カバー、ベッド、枕、座布団など
電気製品類	映像・音響製品（テレビ、ステレオ、ビデオ、CDプレイヤー、DVDプレイヤー、ラジカセなど）、テレビアンテナ（BS、CS、VHF、UHF）、冷暖房・空調機器（セントラルヒーティングを除く。）、照明器具、厨房用器具（電気釜、冷蔵庫、ポット、食器洗い機、食器乾燥機、電気コンロ、電子レンジ、電子ジャー、ミキサーなど）、洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機など
通信機器類	電話機、携帯電話機、PHS機、ファックス機、パソコン、簡易インターホン、トランシーバーなど
太陽・電気装置類	電気温水・給湯器、エコキュート、瞬間湯沸し器（後付け型）、屋根置型太陽熱温水器、屋根置型太陽光発電装置、コンロなど
ガス・石油機器類	ガス・石油温水・給湯器、ガスコンロ（後付け型）、暖房機、調理機器など
台所用品類	各種調理器具、食器類、食卓用品類など
洗濯・洗面・風呂用品	洗濯用品、洗面具、風呂場用品類
掃除・衛生用品類	ホーキ、バケツ、モップ、救急箱など
衣類・履物類	洋服、きもの、下着類等衣料品全般、靴など履物全般
趣味・娯楽用品	ピアノ、オルガン、エレクトーンなど楽器類、日曜大工用品、工作器具、家庭園芸用品、その他娯楽用品 （職人又は事業として使用する物及び農家の農機具は除く。）
時計・カメラ等	掛け時計、置時計、目覚し時計、腕時計、カメラ類（私的使用のビデオカメラ、8ミリカメラ、デジタルカメラなど）
スポーツ用品類	家族が使用する各種のスポーツ用品
自転車・バイク	自転車、125cc以下のバイク 防犯機器類（カメラ、受像装置、防犯ベル）。ただし、保障会社

セキュリティ設備	が設置するもの、メーカー保証付及びレンタルのものは対象外とする。
家財の内、持ち出し使用できるもので、家屋外で受けた損害の場合は対象外とする。	

(別表2)

鉄筋扱いの家屋構造

構造区分		主要構造部				
住宅物件	一般物件	柱・梁	小屋組	床	屋根	外壁
A	特級	コンクリート材	コンクリート材	コンクリート材	コンクリート材 (木材不使用)	コンクリート材 ブロック材 レンガ 石材
	1級	コンクリート材 鉄骨耐火被覆材 で1時間以上の 耐火構造	不燃材 鉄骨耐火被覆材 で1時間以上の 耐火構造	コンクリート材 鉄骨耐火被覆材 で1時間以上の 耐火構造	不燃材 (木材不使用)	不燃材使用で1 時間以上の耐火 構造